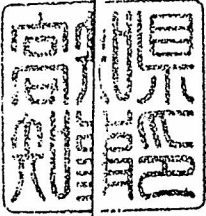


審 査 請 求 裁 決 書



審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]

関係保護の

室戸市福祉事務所長

実施機関

植 村 幸 治

当該不服の

平成19年6月12日付け生活保護法（昭和25
年法律第144号。以下「法」という。）に基づ

処 分 等

く保護申請却下処分（以下「原処分」という。）

平成19年6月15日付けで提起された行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による上記処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

1 主文

平成19年6月15日付けで提起された審査請求は容認する。よって、室戸市福祉事務所長が平成19年6月12日付けで審査請求人に行った原処分は、これを取り消す。

2 理由

(1) 審査請求の概要

審査請求人 [REDACTED] [REDACTED]（以下「請求人」という。）は、生活に困窮したとして平成19年5月22日に室戸市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、生活保護法（以下「法」という。）による保護申請を行った。

これに対し処分庁は、請求人は稼働能力を最低生活の維持に活用していないことから、法第4条第1項の要件を欠けるとして、平成19年6月12日付けで原処分を行ったところ、請求人は原処分を不服として本審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、平成19年6月12日付けで原処分を受けたことについて納得できず、

その取消しを求めるものである。

(3) 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、概ね以下のとおりである。

原則的に就労可能な者は稼働能力の不活用を理由に保護申請を却下している。

また、求職活動状況申告書について検討するも、平成19年5月29日、平成19年6月5日の求職指導の後、職安への求職活動を行ったのが1度のみであり、求職活動を十分に行ったとは認められない。

そのため、稼働能力の不活用及び求職活動不十分の理由により却下という結論に至ったものである。

(4) 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論は、概ね以下のとおりである。

- 1 求職活動は友人、ハローワーク、市民館を通じて行っている。
- 2 求職活動は3日のみではない。
- 3 病院の検診結果は軽就労可であり、福祉事務所に対して軽就労の仕事の世話を依頼した。

(5) 事実認定

- 1 請求人は、平成19年5月22日付けで、病気により、仕事ができなくなり生活に困窮したことを理由に保護申請をしたこと。
- 2 平成19年5月25日付けの検診書には要通院（週1回）及び就労可（軽労働）との県立安芸病院医師の所見が記載されていること。
- 3 平成19年6月11日に処分庁は、請求人から提出された平成19年5月24日付けの求職活動状況申告書を受け付けたこと。
- 4 請求人から提出された求職活動状況申告書には、平成19年5月15日、平成19年5月16日及び平成19年6月8日に求職を行ったと記載されていたこと。
- 5 処分庁は、平成19年6月12日にケース診断会議を開催したこと。
- 6 処分庁は、平成19年6月12日付けで、請求人に対して、原処分をしたこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が行った原処分について、違法又は不当のものといえるか否かである。

(7) 判断

以下のとおり判断する。

法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者が、その有する能力を最大限に活用したと認められる場合は同項に規定する要件を満たすと解される。

そこで、これを本件についてみると、事実認定2にあるように処分庁は検診を

実施している。

この請求人の検診を実施し、請求人の稼働能力を把握した処分庁の判断は妥当である。

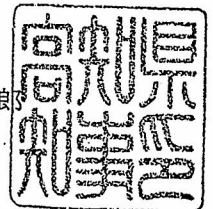
しかしながら、処分庁は請求人に対して求職活動を指導し、その求職活動の評価等を行うべきにもかかわらず、請求人に対して求職活動を指導した記録もなく、その求職活動を誠実に行ったかどうかの評価等も不十分と記載されているのみである。稼働能力を活用したか否かは地域の雇用情勢、請求人の求職活動状況等について総合的に評価し、判断すべきにもかかわらず、それに関する記録はなく、検診の結果のみをもって稼働能力の不活用により原処分したことが妥当であるとの判断はできない。

したがって、処分庁が法第4条第1項の規定による保護受給要件を欠くものとした原処分については稼働能力の評価を十分行わないまま行っており、不適切な処分と言わざるを得ない。

よって、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎



(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この裁決の前提となる決定をした高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)決定取消しの訴えを、あるいは高知県を被告として、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)